

第 51 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めのある事件数—寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別—全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	151	61	18	11	9	6	46
配 偶 者	5	1	1	-	-	1	2
子	127	53	14	11	6	4	39
そ の 他	19	7	3	-	3	1	5

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めのある者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」
遺産の価額別—全家庭裁判所

土 動 産 地 そ の 他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物 そ の 他	現 動 産 金 等 の 他	土 現 地 産 ・ 金 建 物 ・ 等	土 動 地 産 ・ 建 物 の 他	土 動 地 産 ・ 現 金 等 の 他	建 動 物 産 ・ 現 金 等 の 他	土 現 動 地 産 産 ・ 金 等 建 物 の 他
27	169	20	125	2 509	148	74	41	958
(23)	(130)	(12)	(97)	(1 901)	(106)	(55)	(30)	(767)
11	58	14	45	436	34	21	8	103
(9)	(45)	(7)	(33)	(300)	(28)	(14)	(5)	(75)
11	79	5	56	1 276	68	40	21	402
(9)	(63)	(5)	(46)	(971)	(46)	(32)	(15)	(319)
4	10	-	17	395	25	7	7	221
(4)	(7)	-	(14)	(324)	(23)	(4)	(6)	(182)
-	6	-	6	232	11	4	4	173
-	(5)	-	(3)	(188)	(5)	(3)	(3)	(140)
-	-	-	-	12	-	1	-	10
-	-	-	-	(11)	-	(1)	-	(8)
1	16	1	1	158	10	1	1	49
(1)	(10)	-	(1)	(107)	(4)	(1)	(1)	(43)